かに応じ、含まれている場合には「有」、含まれていない場合には「無」に該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、「⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事」の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額」の欄には、「ア　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額」から「イ　⑳の改修に係る補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

⑮　「㉑　⑱の金額と⑲及び⑳ウの合計額のうちいずれか少ない額」の欄には、「⑱　⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額」の金額と「⑲　⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額」及び「⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事」の欄のうち「ウ　アからイを差し引いた額」」の合計額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。

⑯　「㉒　1,000万円から⑰を引いた残りの額（０円未満となる場合は０円）」の欄には、1,000万円から「⑰　⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)」を差し引いた額を記載するものとする。なお、当該金額が０円未満となる場合は「０円」と記載するものとする。

⑰　「㉓　㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（５％控除分）」の欄には、「㉑　⑱の金額と⑲及び⑳ウの合計額のうちいずれか少ない額」と「㉒　1,000万円から⑰を引いた残りの額（０円未満となる場合は０円）」の金額のうちいずれか少ない額を記載するものとする。

５　「Ⅰ．所得税額の特別控除」中、「３．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1)　「（１）実施した工事の種別」の欄には、以下により第１号工事から第７号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。

①　「第１号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

②　「第２号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第２号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

イ　床の過半の修繕又は模様替　床（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ　階段の過半の修繕又は模様替　主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ　壁の過半の修繕又は模様替　主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③　「第３号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第３号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

④　「第４号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第４号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑤　「第５号工事」の欄には、当該工事が施行令第42条の２の２第２項第５号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当するチェックボックスにレ点を入れるものとする。

⑥　「第６号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」の欄には、平成26年国土交通省告示第435号第１号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が租税特別措置法施行令第42条の２の２第２項第６号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲